

令和6年度地域包括支援センター事業評価結果

1 事業評価の全体像

【別冊 報告書 P1】

2 豊田市の事業評価について

(1) 事業評価の目的

【別冊 報告書 P4】

地域型包括支援センター（以下、地域型センターという）は、担当地区の課題や状況を分析し、それぞれの地域に適した事業計画を立て、地域課題の解決を目指す。また、基幹型包括支援センター（以下、基幹型センターという）は、地域型センターの後方支援と認知症初期集中支援チームの業務において事業計画を立て、地域型センターの統括機関として機能強化を目指す。

このように地域型センター及び基幹型センターが自ら計画を立て実施した事業について、地域型センター・基幹型センター（以下、包括支援センターという）と市の双方で評価を行い、取組内容について精査、改善をすることにより螺旋状に事業の質を高め、市民サービスの向上を図ることを目的としている。

なお、地域型センターの事業評価は、介護保険法第115条で実施することが規定されている。

(2) 評価方法

【別冊 報告書 P5】

事業評価表（【別冊】資料4）に基づき、包括支援センターが設定した3項目の事業目標の達成状況について、以下の手順で評価する。

1.各包括支援センターの自己評価⇒ 2.市の評価⇒ 3.運営協議会にて報告

(3) 令和6年度の取組評価と今後の取組の方向性

【別冊 報告書 P6～8】

令和6年度は、3か年計画の初年度であり、前計画3年間の具体的な成果、活動目標に対する未達成事項及び改善点を踏まえ、今後の方向性を明確にした。

地域型センターは、地域行事や他機関主催のイベントへの出席や、若年層にも裾野を広げた認知症啓発など、柔軟な発想や事業展開により、地域住民への支援や地域でのネットワークを充実させてきた。

基幹型センターは、地域型センターへのヒアリングや事業視察を継続的に行った。また、事業実施への支援や個別支援への相談支援、研修の受講勧奨等を行い、地域型センターが事業に取り組みやすい環境となるよう後方支援を実施した。

初年度の活動目標について、全ての包括支援センターで概ね達成した。今後も、幅広い世代への認知症啓発や、実態把握の拡充等を通して個別支援の強化を図るとともに、関係機関との連携を意識しながら業務を遂行していく必要がある。

(4) 令和6年度包括支援センター事業評価結果 【別冊 報告書 P6～8】

全包括支援センターが、自ら設定した3つの目標をすべて達成した。

4つの項目（①総合相談支援事業、②権利擁護事業、③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、④認知症に関する支援）について、取組例を紹介する。

(5) 地域型センターの具体的取組事例 【別冊 報告書 P10～23】

各地域型センターの取組事例を紹介する。